

富運輸第938号の2
富運整第539号の2
平成29年 3月23日

貨物自動車運送事業者 各位

富山運輸支局長



事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙写し（平成29年3月14日付け北信交貨第275号、北信技整第265号、北信技保第131号）のとおり通知があったので、了知願います。



北信交貨第 275 号

北信技整第 265 号

北信技保第 131 号

平成 29 年 3 月 14 日

新潟運輸支局長 殿

長野運輸支局長 殿

富山運輸支局長 殿

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し（平成 29 年 3 月 10 日付け国自安第 238 号の 2、国自貨第 162 号の 2、国自整第 348 号の 2）のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局管内の関係事業者に対して周知徹底願います。

国自安第238号の2
国自貨第162号の2
国自整第348号の2
平成29年3月10日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知するとともに、周知徹底を図られたい。



国自安第238号の2
国自貨第162号の2
国自整第348号の2
平成29年3月10日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知するとともに、周知徹底を図らねたい。



国自安第238号
国自貨第162号
国自整第348号
平成29年3月10日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



貨物課長



整備課長



事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく省令において、平成27年4月1日から、事業用貨物自動車の新車について、運行記録計の装着を義務付ける範囲を、「車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上」から「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大したところですが、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導において、平成27年4月以降に新車で購入したもので、新たに義務付け対象となった事業用貨物自動車のうち、運行記録計が装着されていないものが多いとの報告がありました。このため、国土交通省としましては、同機関と連携して、貨物自動車運送事業者に対し、改めて以下の事項について周知徹底を図っているところです。

- ・ 事業用貨物自動車に係る運行記録計の装着義務付けの範囲は、「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大されていること

- 本義務付け拡大の開始は、新車にあつては既に平成27年4月1日から、使用過程車にあつては平成29年4月1日からであること
- 貨物自動車運送事業者の運行記録計による記録違反は、車両使用停止処分等の対象となること

上述のとおり、本年4月1日以降は「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」の事業用貨物自動車には、全て運行記録計が備え付けられている必要がありますので、つきましては、貴連合会におかれましても傘下会員を通じて自動車販売店に対し、周知方お願いいたします。



国自安第238号
国自貨第162号
国自整第348号
平成29年3月10日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



貨物課長



整備課長



事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく省令において、平成27年4月1日から、事業用貨物自動車の新車について、運行記録計の装着を義務付ける範囲を、「車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上」から「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大したところですが、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導において、平成27年4月以降に新車で購入したもので、新たに義務付け対象となった事業用貨物自動車のうち、運行記録計が装着されていないものが多いとの報告がありました。このため、国土交通省としましては、同機関と連携して、貨物自動車運送事業者に対し、改めて以下の事項について周知徹底を図っているところです。

- ・ 事業用貨物自動車に係る運行記録計の装着義務付けの範囲は、「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大されていること

- ・ 本義務付け拡大の開始は、新車にあつては既に平成27年4月1日から、使用過程車にあつては平成29年4月1日からであること
- ・ 貨物自動車運送事業者の運行記録計による記録違反は、車両使用停止処分等の対象となること

上述のとおり、本年4月1日以降は「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」の事業用貨物自動車には、全て運行記録計が備え付けられている必要がありますので、つきましては、貴連合会におかれましても傘下会員を通じて事業用貨物自動車を扱う整備工場に対し、周知方お願いいたします。



国自安第238号
国自貨第162号
国自整第348号
平成29年3月10日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



貨物課長



整備課長



事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく省令において、平成27年4月1日から、事業用貨物自動車の新車について、運行記録計の装着を義務付ける範囲を、「車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上」から「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大したところですが、貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導において、平成27年4月以降に新車で購入したもので、新たに義務付け対象となった事業用貨物自動車のうち、運行記録計が装着されていないものが多いとの報告がありました。このため、国土交通省としましては、同機関と連携して、貨物自動車運送事業者に対し、改めて以下の事項について周知徹底を図っているところです。

- ・ 事業用貨物自動車に係る運行記録計の装着義務付けの範囲は、「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」に拡大されていること

- ・ 本義務付け拡大の開始は、新車にあつては既に平成27年4月1日から、使用過程車にあつては平成29年4月1日からであること
- ・ 貨物自動車運送事業者の運行記録計による記録違反は、車両使用停止処分等の対象となること

上述のとおり、本年4月1日以降は「車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上」の事業用貨物自動車には、全て運行記録計が備え付けられている必要がありますので、つきましては、貴法人におかれましても事業用貨物自動車の自動車検査受検者に対し、周知方お願いいたします。

運行記録計の装着義務付け拡大

「車両総重量7トン以上8トン未満」または「最大積載量4トン以上5トン未満」の事業用貨物自動車については、

1. 台数が多いため、事故件数全体に与える影響が大きい
2. 長距離・長時間運転の割合が比較的高く、確実な運行管理が必要である
3. 死亡事故の発生率が、大型車（車両総重量8トン以上）に次いで高い状況
軽傷・重傷事故の発生率については、他の区分と比べ、高い水準にある

ことから、平成26年3月に「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付けの対象拡大が決定された。

現 行

車両総重量 8トン以上
又は
最大積載量 5トン以上
のトラック

改正後

車両総重量 7トン以上
又は
最大積載量 4トン以上
のトラック

公布日： 平成26年12月

施行日： 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）
平成29年4月1日

(参考)

(参考)

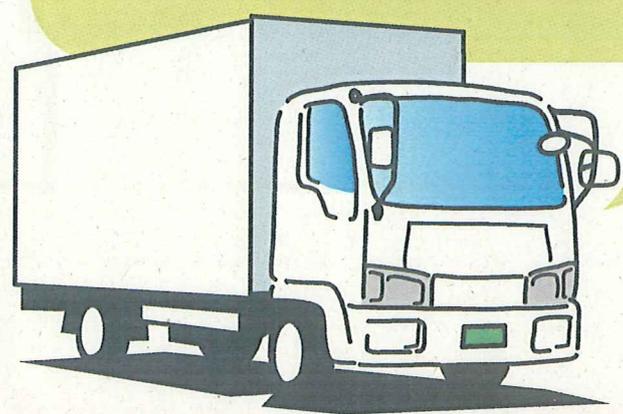
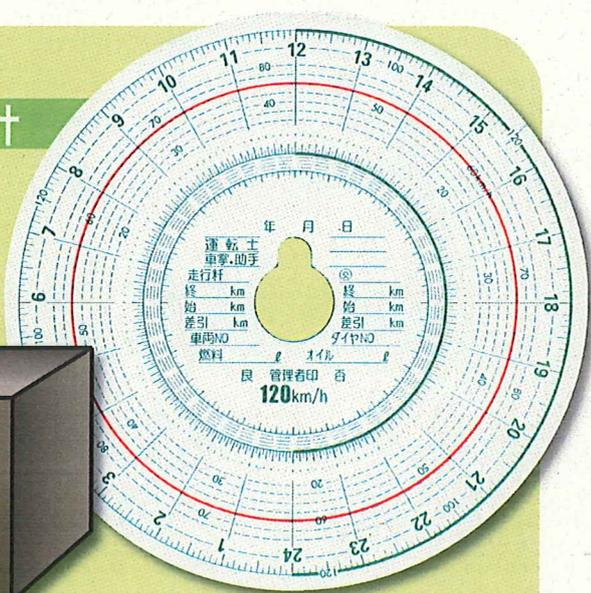
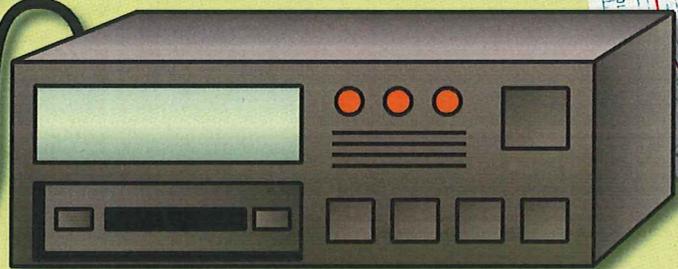
車両総重量

最大積載量

7トン以上または4トン以上の
事業用トラックの全てに
運行記録計(タコグラフ)の
装着が義務付けされます。

アナログ式運行記録計

デジタル式運行記録計



現在使用中の車両にも
平成29年3月31日
までに運行記録計を
装着する必要があります。

平成29年4月1日から適用

運行記録計による記録違反は 30 日間の車両使用停止処分！



公益社団法人 全日本トラック協会 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関